

## 第 2 期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画） 素案からの主な修正点

No.	対象項目	修正点
1	名称	次世代育成支援行動計画 第 1 期計画（前期・後期）を「すくっぴープラン」、第 2 期計画（前期計画）を「すくっぴープラン 2」とすることから、本計画の名称について「すくっぴープラン 2」とする。
2	子どもの生活に関する実態調査からみる多賀城市の状況（P 15～16）	P 15 「可処分所得」「貧困線の設定」について説明を追加。 P 16 （1）調査結果概要「保護者の状況」について計画内容との関連性を検討し「保護者の最終学歴が「高等学校卒業」と「大学卒業」の割合」を削除。
3	子ども・子育て支援における課題（P 17～19）	各課題に対し「課題解決に向けた取組例」を記載。
4	計画の視点（P 21）	子ども・子育て会議において、子育てへの不安や悩みに関する支援について多くの意見がだされたことから、新たに「3 子育て不安の解消」を設定。
5	基本方針（P 22～23）	各基本方針に関連する SDGs の目標を記載する。 →本計画の上位計画である「第六次多賀城市総合計画」に SDGs が記載されるため整合性を図る。 →「誰一人取り残さない」という SDGs の理念と、子どもの貧困対策計画を含めた本計画の策定趣旨が合致することから、関連する SDGs の目標を掲載し、施策実施に取り組んでいく。
6	第 4 章施策の展開（P 26～27）	記載例を追加。
7	第 4 章施策の展開	各施策に成果指標の記載。
8		各施策に主な関連事業の記載。
9	基本方針 1 1-2（2）（P 34）	1-3 「（7）教育相談体制の充実」の内容を「第六次多賀城市総合計画」に併せ 1-2 「（2）豊かな心の育成」に移行。 1-3（7）を削除。
10	基本方針 3 3-1（1）（P 48）	「（1）安全な妊娠・出産の支援」の名称を「妊娠・出産、産後の支援」に修正。 「産後ケア事業」について追加して記載。
11	基本方針 5 5-1（P 61）	「（3）学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を追加。
12	資料（P 70～）	「資料」を追加し、用語解説等を記載。

子ども・子育て会議委員 意見提出様式にていただいたご意見を踏まえた主な修正点

No.	対象項目	ご意見の内容（要約）	回答・計画への反映状況
1	第4章全体	<p>【私たちが目指すすがた】の文章を再考してほしい。主語が誰なのか、理解しづらい文章となっている。この項目が適切なのか、再考してほしい。</p> <p>【地域の関連団体の取組例】 「愛情あふれる家庭づくりに努めます」や「家事を行った人に対して感謝の念を持ち「ありがとう」といいます」というような表記が必要なのか。 「保育士の資格保有者や子育て経験者などは、積極的に教育・保育や放課後の居場所づくりなどの子育て支援に携わります」と言ってしまうとよいものなのかなど、検討してほしい。</p>	<p>【私たちが目指すすがた】について→「私たち」とは24ページの「計画の推進体制」に記載している地域社会における様々な主体のことで、この各主体が連携・協力して目指す多賀城市の将来を記載している。24ページとの関連もあるため計画に記載する方向で進めたい。</p> <p>【地域の関連団体の取組例】 内容については、再度検討し削除、修正。</p>
2	第4章全体	<p>・主体に働きかける「しかけ」が必要。施策はできるだけ具体的になることを希望するが掲載できなければガイドラインや補足的に下位の建付けに置いてはどうか。</p> <p>・基本方針に対する施策について、それぞれ主体に対し推進していく術（市：周知・啓発・教育・依頼（要請）、主体：仕組みの掌握・理解・目標達成の努力・展開）が必要。その術を項目の最後に記載するか、6章に章立てして追加されれば目標達成に繋がると思われる。</p> <p>・すくっぴープラン実践報告募集 広報で、1年おきにそれぞれ家族や保育者・企業などの立場からすくっぴープランを読んで、実践したことを報告してもらい、子ども子育て会議の中で素敵取り組みを選んで、広報に載せる取組みはどうか。</p> <p>・広報にバーコードリーダーを付けて、すくっぴープランの要約版が見られるような工夫もあると、市民の意識啓発に繋がるのではないかと思う。</p>	<p>・「4計画の推進体制」の「行政」の2つ目に「それぞれの主体に対して周知・啓発等を行い」を追加。</p> <p>・計画概要版について、広報誌へのバーコードリーダーの掲載が可能か関係課と調整する。 子育てガイドブックやイベント、講座等の機会を捉え、広く周知できるよう検討する。</p> <p>・実践した取り組みについて各主体に募集し、広報、ホームページなどに掲載する方向で検討する。</p>
3	「地域の関係団体等の取組」	<p>「地域の関係団体等の取組事例」について</p> <p>・「地域の関係団体等の取組例」⇒「地域社会における各主体」（P24との整合）</p> <p>・各主体の事例をもっとバランスよく掲載した方が良い。名前が登場した方が自分ごととなるため。</p> <p>・掲載されている事例は多賀城市に限らず、到達点が5年先の計画なので、全国版で範となるような先進の取組事例を掲載してもよいのではないか。</p>	<p>・「地域の関係団体等の取組例」については、前期計画のつくりを継承しているため、修正はしない。</p> <p>・内容については、再度検討し修正。</p>
4	基本方針1 1-1(2)(3) (P31)	<p>「教育・保育の一体的な提供の推進・教育・保育の質の向上」 内容としては、このようなことが書かれるべきなのだと思うが、多賀城市としては、実現可能性があるのか、保育士等の定着のための支援の充実とは具体的に何なのか。</p>	<p>「(2) 教育・保育の一体的な提供の推進」については、認定こども園への移行を目指す保育所の支援等に取り組むことにより、実現を図っていく。なお、令和3年4月1日付けで保育所から認定こども園に移行する施設が4か所予定されている。</p> <p>「(3) 教育・保育の質の向上」については、令和元年8月に策定した多賀城市基幹保育所運営方針に基づき、令和2年度から基幹保育所に担当保育所を配置して、段階的に事業展開を図りながら、実現に向けて取り組んでいく。 また、「保育士等の定着のための支援」については、平成31年度に開始した「保育士宿舍借上げ支援事業」を今後も継続するとともに、令和3年度からは保育士が保育に専念できる環境づくりを支援するため、保育支援者を雇用する費用に対し補助する「保育体制強化事業」を開始し、保育士の定着のための支援の充実を図っていく。</p>

No.	対象項目	ご意見の内容（要約）	回答・計画への反映状況
5	基本方針1 1-2（P33）	子どもたちが抱える問題を早期に発見し相談できる体制整備の提案として、自ら選んだ先生に児童・生徒が気軽に相談できるマイサポーター制度を導入してはどうか。  （目的） 子どもによっては、担任の先生や部活動の顧問の先生に直接相談することがしにくいとか、性格的におとなしい子は、この先生には相談しにくいとか人間向き不向きもある。児童・生徒が自分の相談したい先生を自ら指名して、その先生の実情を得て相談体制をつくる。 各学校の全ての児童・生徒が1人以上の先生を指名する。多くの指名を受けた先生は大変だとは思いますが、短時間でも児童・生徒と個別に相談する環境を設ける。校長先生、教頭先生もマイサポーターになる。 （効果） 子どもたちが自ら選んだ教職員が「自分のことを気に掛けてくれる」「身近にいる」ということで、「いつでも相談できるんだ」ということが、子どもたちの安定した生活と学びの場ができると考えられる。 先生方で情報を一本化して水平展開していけば、ひとりの子を全員で見えていくという環境もできると思う。	マイサポーター制度という体制を整えていないが、担任に言いにくいところは他の職員、スクールカウンセラー等が対応するなど柔軟に相談体制を展開している。 計画には1-2「（2）豊かな心の育成」に相談環境の整備ときめ細かな対応について記載。
6	基本方針3 3-1（P47）	5行目 「スマートフォンの長時間利用等による生活習慣の乱れ」というのは、母子の問題をさしているのか。本件だけ、具体的すぎるような気がする。	記載を削除。
7	基本方針3, 4, 5 課題、視点、施策の展開	子ども・子育て支援の問題を解決する本質は雇用問題だと感じる。乳幼児期から学童期までの期間、子どもにとって大切なのは親との時間を共有できること、経済的に安心できる環境に置かれているという2点があってこそ議論できる。保護者は自ら働き、生活を支えるという自負心と責任感を持たなければならない。単に金銭的な支援や保育場所の設定だけにとどまっては不十分。 人の手配と賃金の確保により職員の時間の自由度が増し、雇用対策と子育て支援の双方に効果があると思う。	基本方針4においてワークライフバランスのとれた就労環境づくりや子育て世帯への配慮について記載。 経済的に安心できる環境については、基本方針5の5-3「保護者に対する就労支援」でハローワークや就労支援員等と連携して支援に取り組むことを記載。
8	資料編（貧困対策）	資料編の「貧困の連鎖モデル」の内容等は、詳細な検討が必要かと思う。	貧困の連鎖の検討のモデルについては、担当者部会の職員を対象に、子どもの生活に関する実態調査前には、調査結果で得られる仮説の検証を、調査後には仮説検証及び調査分析で得られた結果から、貧困の連鎖を断ち切るために必要な施策や事業についてワークショップを行い、その結果について意識の共有化を図るために作成した。そのため参考として会議用資料として掲載したが、検証には不十分な点もあることから計画案には掲載しない。
9	その他（P12～13）	アンケート調査からみる子ども・子育ての状況で、就学前の児童の保護者の評価が特に低い「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」が最優先項目と記載されているが、「方針管理」上、各項目の一番評価の低い項目、一番劣る行動、品質等の悪さ加減を改善していくのが目標達成へのテクニックである。小学生保護者の調査項目でも最優先課題の「子どもの遊び場・居場所の確保、充実」の対策・対応を数値目標（新たに設置するのか今ある場所を改善するのか）を掲げて実行することを提案する。	基本方針1-3において、放課後児童クラブの管理運営、児童クラブと放課後子ども教室との連携、児童館、児童センターでの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進していくことで「子どもの遊び場・居場所の確保、充実」に努めていくを記載。

No.	対象項目	ご意見の内容（要約）	回答
10	その他	<p>・子育て短期支援事業について、ファミリーサポートセンター会員や県の里親会の協力を得て、ショートステイができる体制を整えることが必要。利用者数は少ないが、核家族化の進行・コロナへの対策として必要不可欠な制度である。</p> <p>・ファミリーサポートセンター協力会員には保育士資格を有する方もいるので、市内の各地域に子育て短期支援事業を担ってもらえる家庭をつくっておくなど、安心して子どもが生活できる体制、子どもの最善の利益が保たれる体制を検討してほしい。</p>	<p>子育て短期支援事業については、ニーズの状況や県内の動きを注視し、支援体制の検討を進めていきたいと考えている。</p>
11	その他	<p>・放課後児童クラブにソーシャルワーカー（正規職員）を配置</p> <p>放課後児童クラブは、一人親世帯など貧困化しやすい世帯が多く利用する児童福祉施設であり、子ども達の心の安定・生活リズムを保つためにも重要な機関である。現在、利用している子ども達は、保育のニーズが高い子ども達である。この子ども達が生活する上で必要な体制とは何か、保護者や職員と一緒に考え、話し合える体制をつくるためソーシャルワーカーが必要である。</p> <p>子どもの状況を知り、家庭のアセスメントに沿った支援計画とその対応を個別に行っていく必要性を感じた。保育所では、保育相談支援の学習を終えた保育士が多数いるため、ソーシャルワークが行われている実際を体験してきたが、児童クラブではそのニーズが高いにもかかわらず、支援する側がその必要性に気づいていない。子どもの人権を守るよう、対策をする必要がある。</p>	<p>放課後児童クラブにおいて子どもの発達の特徴や家庭環境を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成に努めることは大変重要と考える。そのため、放課後児童クラブの支援員に対しては、法人が行う研修制度はもちろんのこと、市が実施する要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、発達支援システムなどの会議・研修会に参加していただくなどしてスキルアップを図っている。</p> <p>また、小学校と放課後児童クラブ支援員が年に数回連携会議を開催し、配慮を必要とする子どもについて情報共有し、連携して対応している。こうした取組みを推進していくこと、保護者との意見交換などの機会を今後、検討していきたい。</p>
12	その他	<p>新しく指標とした「放課後児童クラブの入所可能定員数」が目標値を大きく上回っているにもかかわらず、放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者の割合は50%以下である、事務局はその要因はどんなことだと考えているのか。</p>	<p>「放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者の割合」については、市民アンケートによって取得している。その中には、放課後児童クラブを使用していない保護者もあり、放課後に子どもに過ごさせたい場所として、児童クラブ以外の場所を想定していることが考えられる。</p> <p>計画のアンケートでは放課後に過ごさせたい場所として、自宅、習い事、放課後子ども教室、児童館、親戚・友人宅などの回答もあった。治安や交通安全に対する不安というものも含まれていると考えられる。</p> <p>そうしたことも総合的に検討し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施や公園で安心して過ごすための環境の整備、交通安全に関する取組等を計画に盛り込む。</p>
13	その他	<p>指標「要保護児童対策地域協議会の述べ開催回数が増えた」のは、要保護児童が増えた為と解釈すべきか、それとも回数が増えたことで子どもに必要な支援が届くようになったと解釈すべきか。また、個別への支援を深く検討する中で、現在どんな課題や施設・サービス・制度の改善の必要性が出てきているのか。</p>	<p>要保護児童は増加傾向にあり、支援の協議を行うケース会議を定期的に行っていることから、開催回数が増加している。</p> <p>児童虐待への社会的関心の高まりによって、通告が増加する中、要対協では関係機関が連携し、早期に必要な支援につなぐよう取り組んでいる。課題としては障害や経済的困窮、養育意識の改善が困難、さまざまな問題が複雑に絡み合う等により支援期間が長期化する傾向があることから、より一層の関係機関の専門性の向上と連携強化が必要と考えている。</p>
14	その他	<p>ファミリーサポートセンター利用件数の目標値が半分程度であることについて、状況を深く探り、利用しやすい制度を作る必要がある。（半額利用） 今ある資源を活用し、必要な福祉的サービスが本当に必要な家庭に届くよう。状況をアセスメントし、計画・実施に向かってほしい。</p>	<p>ファミリーサポートセンターの利用件数については、他人の家に子どもを預けることが不安であること、利用料の高さが使用をためらう大きな要因と考えられる。ファミリーサポートセンター制度の理解を深める取り組みを行うとともに、利用料の減免制度については、貧困対策に関わる部分でもあるため、今後、必要性について検討を進めていきたいと考えている。</p>